

飯豊町告示第85号

飯豊町農山漁村再生可能エネルギー推進協議会設置要綱を次のように定める。

平成29年11月14日

飯豊町長 後藤 幸平

飯豊町農山漁村再生可能エネルギー推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項に規定する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため、飯豊町農山漁村再生可能エネルギー推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第5条第2項及び第3項に規定する基本計画の記載事項の内容に関すること。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域における再生可能エネルギー発電設備の整備及び当該整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する協議会の構成員の役割分担に関すること。
- (3) 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者が農地法（昭和27年法律第229号）第5条第2項第1号ロに掲げる農地又は採草放牧地（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第13条各号に掲げる農地又は採草放牧地を除く。）の転用を含む設備整備計画を作成しようとする場合にあつては、当該設備整備計画に定めようとする農林漁業の健全な発展に資する取組の内容に関すること。
- (4) 再生可能エネルギー発電設備の撤去時における撤去費用の負担及びその確保の方法、土地等の原状回復の方法その他再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、基本計画作成に関し協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、会長は委員の互選により選任し、副会長は委員の中から会長が指名する。

2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(設置期間)

第6条 協議会の設置期間は、平成31年3月末日までとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務企画課総合政策室及び農林振興課農業振興室が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、協議会に諮り、定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年11月14日から施行する。